

千葉県花見川区選挙管理委員会告示第26号

令和3年3月21日執行の千葉市長選挙（令和3年3月8日以降に限る）における公職選挙法（昭和28年法律第100号）第49条第1項の規定による不在者投票を行う場所等を次のとおり定める。

令和3年3月7日

千葉県花見川区選挙管理委員会委員長 市原 弘

| | | |
|------------------|---------------------------|--|
| 不在者投票を行う場所 | 千葉県花見川区役所 2階講堂期日前投票所 | 花島コミュニティセンター 2階多目的室期日前投票所 |
| 不在者投票を行うことができる期間 | 令和3年3月8日から 令和3年3月20日まで | 令和3年3月8日から 令和3年3月20日まで |
| 不在者投票を行うことができる時間 | 午前8時30分から 午後8時00分まで | 午前9時00分から 午後8時00分まで |
| 備考 | | 花見川区の選挙人名簿に登載されている18歳未満の選挙人の不在者投票のみ取り扱う。 |